

1. EARの基本事項

●Q&A

Q1 米国輸出規制とは何ですか？

A1 米国製の製品、部品、技術ソフトウェアが米国から輸出される際に、仕向地、使用者、輸出貨物・提供技術の種類等により米国の規制を受けます。

Q2 米国再輸出規制とは何ですか？

A2 米国製の製品、部品、技術、ソフトウェアが米国から輸出された後に、第三国に再輸出される場合、仕向地、使用者、輸出貨物・提供技術の種類、米国製品や技術の全体の輸出に対する比率等により米国の規制を受けます。つまり、いったん米国から輸出されたものが、その後、輸出先から第三国あるいは第三国の特定の使用者向けに再輸出される場合、米国からの直接輸出が規制されていれば、再輸出においても同等の規制を受けます。米国のみが米国国内法による規制を海外の企業・個人の活動にも適用しています。これを「域外適用」といいます。

[根拠] EAR § 734.2 Important EAR terms and principles

(b)(4) *Definition of reexport.* “Reexport” means an actual shipment or transmission of items subject to the EAR **from one foreign country to another foreign country**; or release of technology or software subject to the EAR **to a foreign national outside the United States**, as described in paragraph (b)(5) of this section.

Q3 米国の安全保障輸出管理はどのような法律に基づいているのですか？

A3 米国の安全保障輸出管理は規制品目によって管轄が異なります。我が国の多くの輸出者に関連が深いのは、デュアルユース品目を扱う商務省の産業安全保障局(BIS)の米国輸出管理規則(EAR)に基づく規制です。

	軍用・民生品目 (Dual-Use Items)	武器品目	経済制裁国
機関	商務省(DOC) 産業安全保障局(BIS)	国務省(DOS) 防衛取引管理局(DDTC)	財務省(DOT) 外国資産管理局(OFAC)
根拠	輸出管理法(EAA)	武器輸出管理法(AECA)	国際緊急経済権限法(IEEPA) 対敵国通商法(TWEA)
規制	輸出管理規制(EAR)	国際武器取引規則(ITAR)	連邦規則集第31編

米国の輸出規制品目と管轄機関

Q4 EARとは何の略ですか？どういう規則ですか？

A4 EARとは米国輸出管理規則、Export Administration Regulationsの略称です。EARの主要根拠法である輸出管理法(EAA: Export Administration Act)は現在失効中であり、国際緊急経済権限法(IEEPA)により効力が継続しています。

日米の法的構造を比較しますと、日本は外為法の規定に基づき、政令を実施するための解釈や運用については省令、告示、通達で定められているため、全てに目を通す必要があります。一方、米国では、細部の規則はEARに定められており、あらゆる必要事項が含まれているため、EAAを参照しなくて済みます。規則が改定された場合は、連邦官報で公表され、しばらくするとEARの中に溶け込みます。

◆日本の法的構造



◆米国の法的構造

根拠法：輸出管理法 (EAA1979)
規則：輸出管理規則 (EAR)

(特徴) EAAは失効中だがIEEPAにより効力継続。
EARに必要事項が含有。

Q5 EARは全ての国際レジームに準じているのですか？

A5 米国は、日本と同様、ワッセナー・アレンジメント(WA)、ミサイル技術規制レジーム(MTCR)、オーストラリア・グループ(AG)、核供給国グループ(NSG)の4つのレジームに参加しています。また、生物兵器禁止条約(BWC)、化学兵器禁止条約(CWC)、核拡散防止条約(NPT)を批准しています。米国はこれら国際レジームおよび条約の決定(合意)を受けて輸出管理を実施しています。基本的には国際レジームに準じていますが、一方で米国の貿易の増進と国家安全保障の balan